

全住協第223号
令和7年12月19日

会員各位

一般社団法人 全国住宅産業協会
理事・事務局長 米山篤史

マンション管理適正化法改正に伴う宅建業法施行規則等の改正について

国土交通省から標記についての周知依頼がありましたのでお知らせします。詳細は別添資料をご参照ください。

記

1. 概要 (1) 重要事項説明の改正

マンション管理適正化法の改正に伴い、管理業者管理者方式が導入されました。これを受け、宅建業法施行規則第16条の2第9号、第16条の4の6第9号、第19条の2の5第9号が新設され、管理業者管理者方式を導入しているマンションの取引では、その旨を説明する義務が追加されました。

(2) 区分所有法改正に伴う留意事項

区分所有法第26条第2項が改正され、区分所有者であった者の損害賠償請求権等も管理者が一括して代理行使できるようになりました。区分所有建物の売買に伴う損害賠償請求権等の有無も、購入希望者の関心事になりうるので留意する必要があります。

(3) 標識（業者票）のサイズ規定改正

事務所に掲げる標識の大きさが「縦25cm以上横35cm以上」に変更されました。

2. 施行日 1の(1)：令和8年4月1日、1の(3)：令和7年12月1日

3. 通知等資料 (1) 宅地建物取引業法施行規則及び国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する省令及び宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令並びに宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方の一部改正について（令和7年12月15日 国不動第452号）

(2) 宅地建物取引業法施行規則 新設部分

(3) (別紙1) 宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方新旧対照条文

(4) (別紙2) 要事項説明様式例 抜粋

※(4)は全住協HPにも掲載。

4. 参考HP 宅地建物取引業法法令改正・解釈について

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000268.html

5. 問合せ先 (一社) 全国住宅産業協会 担当：原田

TEL 03-3511-0611

以上

国不動第452号
令和7年12月15日

各業界団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局不動産業課長
(公印省略)

宅地建物取引業法施行規則及び国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の
一部を改正する省令及び宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令
並びに宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方の一部改正について

令和7年5月23日に成立した老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図
るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第
47号。以下「改正法」という。）により、マンションの管理の適正化の推進に関する
法律（平成12年法律第149号）が改正されたが、同法の改正事項のうち、適切な管
理者のいない管理不全マンションが生み出されることを防止する一定の効果がある
等、社会的ニーズが認められたマンションの管理方式である管理業者等を管理者等
として選任する方式（管理業者管理者方式）について、マンション管理業者が管理
組合の管理者を兼ね、工事等受発注者となり、利益相反の懸念があることを踏まえ、
所要の措置が講じられたところである。

一方で、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第35
条では、宅地建物取引業者（以下「宅建業者」という。）は、取引対象の宅地建物に
関し、その売買契約が成立するまでの間に、宅地建物取引士をして、必要な事項を
記載した書面を交付して説明させなければならないこととしているものの、取引対
象の区分所有建物が管理業者管理者方式を導入しているかどうかについて、特段説
明義務を課していない。

また、法第50条第1項及び住宅宿泊事業法第39条の規定に基づき宅建業者及び
住宅宿泊管理業者が事務所等に掲げる標識の大きさについて、現状、A3サイズの紙
を複数印刷し貼り合わせる等の手間が生じてしまっている。

以上を踏まえ、宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号。以下
「宅建規則」という。）及び国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則（平成29年国
土交通省令第65号。以下「民泊規則」という。）について、所要の改正を行った。

加えて、「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」（平成13年国総動発第3号）

についても所要の規定の整備を行った。

これに伴い、下記のとおり通知するので、貴団体におかれでは、貴団体加盟の宅建業者に対する周知・徹底を図られたい。

記

1. 宅地建物取引業法施行規則（昭和 32 年建設省令第 12 号）の改正について

区分所有権の目的である宅地建物（マンション）を宅建業者が取引する際は、

- ・一棟の建物に専有部分と共用部分がある等権利関係が複雑であり、
- ・相当な量にのぼる規約その他の定めが存在する

等の性質が挙げられることから、一戸建ての宅地建物と異なるところ、法第 35 条第 1 項第 6 号に基づき、別途宅建業者に説明義務を課している（宅建業者が信託財産であるマンションを取引する場合も同様）。

宅建規則に当該説明義務がかかる内容を具体的に規定しているが、宅建規則第 16 条の 2 第 9 号、第 16 条の 4 の 6 第 9 号及び第 19 条の 2 の 5 第 9 号を新設し、管理者等がマンションの管理組合から委託を受けて管理事務を行うマンション管理業者である場合は、その旨の説明を宅建業者に義務付けることとした。

この改正については、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

また、区分所有権の転売があったマンションにおいて、管理者が共用部分の瑕疵により生じた損害賠償請求権を一括行使できない事案が発生したことを踏まえ、建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 26 条第 2 項が改正法により改正され、区分所有者に加えて、区分所有者であった者の損害賠償請求権等についても管理者が一括して代理行使できることとなった。

これを背景に、区分所有建物の売買契約に伴う損害賠償請求権の譲渡の有無が、購入希望者の関心事項となりうることについても留意のうえ、業務に当たることが必要である。

2. 宅地建物取引業法施行規則（昭和 32 年建設省令第 12 号）及び国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則（平成 29 年国土交通省令第 65 号）の改正

宅建規則及び民泊規則に規定する標識のうち、宅建業者等が事務所に設置する標識（宅建規則別記様式第 9 号及び第 27 号）及び住宅宿泊管理業者がその営業所又は事務所ごとに掲げる標識（民泊規則別記第 10 号様式）について、大きさを「縦 25cm 以上、横 35cm 以上」とすることとした。

この改正については、宅地建物取引業法施行規則及び国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する省令の公布の日（令和 7 年 12 月 1 日）から施行する。

3. 宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方の改正

上記1. の改正を踏まえ、別紙1及び2のとおり改正を行った。

なお、別紙1及び2についても、令和8年4月1日から施行する。

以 上

○宅地建物取引業法施行規則 新設部分

(法第三十五条第一項第六号の国土交通省令・内閣府令で定める事項)

第十六条の二 法第三十五条第一項第六号の国土交通省令・内閣府令で定める事項は、建物の貸借の契約以外の契約にあつては次に掲げるもの、建物の貸借の契約にあつては第三号及び第八号に掲げるものとする。

九 当該一棟の建物及びその敷地の管理者等（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第二条第四号に規定する管理者等をいう。以下同じ。）が当該一棟の建物及びその敷地に係る管理組合（同条第三号に規定する管理組合をいう。以下同じ。）から委託を受けて管理事務（同条第六号に規定する管理事務をいう。以下同じ。）を行うマンション管理業者（同条第八号に規定するマンション管理業者をいう。以下同じ。）である場合にあつては、その旨

(法第三十五条第三項第六号の国土交通省令で定める事項)

第十六条の四の六 法第三十五条第三項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする

九 当該信託財産である一棟の建物及びその敷地の管理者等が当該信託財産である一棟の建物及びその敷地に係る管理組合から委託を受けて管理事務を行うマンション管理業者である場合にあつては、その旨

(法第五十条の二の四の規定により読み替えて適用される法第三十五条第三項第六号の国土交通省令で定める事項)

第十九条の二の五 法第五十条の二の四の規定により読み替えて適用される法第三十五条第三項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

九 当該信託財産である一棟の建物及びその敷地の管理者等が当該信託財産である一棟の建物及びその敷地に係る管理組合から委託を受けて管理事務を行うマンション管理業者である場合にあつては、その旨

○ 宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方（平成13年国総動第3号）新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第35条第1項第6号関係</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 管理が委託されている場合について（規則第16条の2第8号関係）</p> <p>規則第16条の2第8号においては、管理の委託を受けている者の氏名及び住所を説明すべき事項としているが、管理を受託している者が、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第44条の登録を受けている者である場合には、重要事項説明書に氏名（法人にあっては、その商号又は名称）とその者の登録番号、及び住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）を記載し、その旨説明することとする。</p> <p>また、管理の委託先のほか、<u>マンション管理業者が受託する管理事務の内容等の管理受託契約の主たる内容</u>もあわせて説明することが望ましい。</p> <p>9 管理業者管理者方式について（規則第16条の2第9号関係）</p> <p>規則第16条の2第9号においては、マンションにおいて管理業者管理者方式を採用している場合に、その旨を説明すべき事項としているが、説明を行うにあたっては、マンション管理業者が受託する管理者事務の内容等の管理者受託契約の主たる内容もあわせて説明することが望ましい。</p> <p>10 マンション修繕の過去の実施状況について（規則第16条の2第10号関係）</p> <p>規則第16条の2第10号の維持修繕は、第6号と同様に共用部分における大規模修繕、計画修繕を想定しているが、通常の維持修繕や専有部分</p>	<p>第35条第1項第6号関係</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 管理が委託されている場合について（規則第16条の2第8号関係）</p> <p>規則第16条の2第8号においては、管理の委託を受けている者の氏名及び住所を説明すべき事項としているが、管理を受託している者が、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第44条の登録を受けている者である場合には、重要事項説明書に氏名（法人にあっては、その商号又は名称）とその者の登録番号、及び住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）を記載し、その旨説明することとする。</p> <p>また、管理の委託先のほか、管理受託契約の主たる内容もあわせて説明することが望ましい。</p> <p>(新設)</p> <p>9 マンション修繕の過去の実施状況について（規則第16条の2第9号関係）</p> <p>規則第16条の2第9号の維持修繕は、第6号と同様に共用部分における大規模修繕、計画修繕を想定しているが、通常の維持修繕や専有部分の</p>

の維持修繕を排除するものではない。専有部分に係る維持修繕の実施状況の記録が存在する場合は、売買等の対象となる専有部分に係る記録についてのみ説明すれば足りるものとする。

また、本説明義務は、維持修繕の実施状況の記録が保存されている場合に限って課されるものであり、管理組合、マンション管理業者又は売主に当該記録の有無を照会の上、存在しないことが確認された場合は、その照会をもって調査義務を果たしたことになる。

1.1 規約等の内容の記載及びその説明について

(略)

1.2 数棟の建物の共有に属する土地について

(略)

維持修繕を排除するものではない。専有部分に係る維持修繕の実施状況の記録が存在する場合は、売買等の対象となる専有部分に係る記録についてのみ説明すれば足りるものとする。

また、本説明義務は、維持修繕の実施状況の記録が保存されている場合に限って課されるものであり、管理組合、マンション管理業者又は売主に当該記録の有無を照会の上、存在しないことが確認された場合は、その照会をもって調査義務を果たしたことになる。

1.0 規約等の内容の記載及びその説明について

(略)

1.1 数棟の建物の共有に属する土地について

(略)

記載要領

① I の 1 について

「所有権に係る権利に関する事項」の欄には、買戻しの特約、各種仮登記、差押え等登記記録の権利部（甲区）に記録された所有権に係る各種の登記事項を記載すること。

② I の 2 の (1) について

「用途地域名」の欄には、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域のいずれかに該当する場合にはその地域名を記入し、「制限の内容」の欄には、建築物の用途制限、道路斜線制限、隣地斜線制限、日影制限等の制限の内容を記入すること。

③ I の 2 の (2) について

「法令名」の欄には下記から該当する法律名を、「制限の概要」の欄にはその法律に基づく制限の概要を記入すること。

3 古都保存法	1 7 流通業務市街地整備法	3 2 首都圏近郊緑地保全法	4 8 道路法
4 都市緑地法	1 8 都市再開発法	3 3 近畿圏の保全区域の整備に関する法律	4 9 踏切道改良促進法
5 生産緑地法	1 9 沿道整備法	3 4 都市の低炭素化の促進に関する法律	5 0 全国新幹線鉄道整備法
6 特定空港周辺特別措置法	2 0 集落地域整備法	3 5 生物多様性増進のための活動の促進等に関する法律	5 1 土地収用法
7 景観法	2 1 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	3 6 水防法	5 2 文化財保護法
8 土地区画整理法	2 2 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	3 7 下水道法	5 3 航空法（自衛隊法において準用する場合を含む。）
9 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する法律	2 3 港湾法	3 8 河川法	5 4 国土利用計画法
1 0 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	2 4 住宅地区改良法	3 9 特定都市河川浸水被害対策法	5 5 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
1 1 被災市街地復興特別措置法	2 5 公有地拡大推進法	4 0 海岸法	5 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
1 2 新住宅市街地開発法	2 6 農地法	4 1 津波防災地域づくりに関する法律	5 7 土壌汚染対策法
1 3 新都市基盤整備法	2 7 宅地造成及び特定盛土等規制法	4 2 砂防法	5 8 都市再生特別措置法
1 4 旧市街地改造法（旧防災建築街区造成法において準用する場合に限る。）	2 8 マンションの再生等の円滑化に関する法律	4 3 地すべり等防止法	5 9 地域再生法
1 5 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律	2 9 長期優良住宅の普及の促進に関する法律	4 4 急傾斜地法	6 0 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
1 6 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律	3 0 都市公園法	4 5 土砂災害防止対策推進法	6 1 災害対策基本法
	3 1 自然公園法	4 6 森林法	6 2 東日本大震災復興特別区域法
		4 7 森林経営管理法	6 3 大規模災害からの復興に関する法律
			6 4 重要土地等調査法

（注）数字は、宅地建物取引業法施行令第3条第1項各号に掲げる法令それぞれの各号の番号であるので法令のどの条項が説明事項であるか確認すること。

④ I の 3 について

略図等をもって説明する方が説明しやすい場合には、「備考」の欄にその略図等を記すこと。

⑤ I の 4 について

イ 「施設の整備予定」の欄の「排水」の項のかっこ書には、整備が予定されている施設の種別を記すこと。

ロ 負担金の額が概算額である場合には、その旨を「備考」の欄に記すこと。

⑥ 各欄とも記入事項が多い場合には、必要に応じて別紙に記入しそれを添付するとともに、該当部分を明示してその旨を記すこと。

(4) 専用使用権に関する規約等の定め

駐車場	使 用 し う る 者	
	使 用 料 の 有 無	
	使 用 料 の 帰 属 先 等	
その他の専用使用部分	専 用 使 用 部 分	専 用 使 用 料 の 有 無

(5) 所有者が負担すべき費用を特定の者にのみ減免する旨の規約等の定め

(6) 計画修繕積立金等に関する事項

規 約 等 の 定 め	
既に積み立てられている額	円 (年 月 日現在)
当該一棟の建物に係る滞納額	円 (年 月 日現在)
専有部分に係る滞納額	円 (年 月 日現在)

(7) 通常の管理費用の額

(滞 納 額)	円 (年 月 日現在)
	円 (年 月 日現在))

(8) 管理の委託先

氏名 (商号又は名称) (マンションの管理の適正化の推進に関する法律による登録を受けているときはその登録番号)	
住所 (主たる事務所の所在地)	

(9) 管理者等が管理組合から委託を受けて管理事務を行うマンション管理業者である (管理業者管理方式である) か否か

<u>管理業者管理方式である</u>	<u>管理業者管理方式でない</u>
--------------------	--------------------

改正後

(第六面)

(10) 建物の維持修繕の実施状況の記録

共用部分	
専有部分 (売買対象部分)	

(11) その他

--

7 建物状況調査の結果の概要（既存の建物のとき）

建物状況調査の実施の有無	有	無
建物状況調査の結果の概要		

8 建物の建築及び維持保全の状況に関する書類の保存の状況（既存の建物のとき）

	保存の状況	
確認の申請書及び添付図書並びに確認済証（新築時のもの）	有	無
検査済証（新築時のもの）	有	無
増改築等を行った物件である場合		
確認の申請書及び添付図書並びに確認済証（増改築等のときのもの）	有	無
検査済証（増改築等のときのもの）	有	無
建物状況調査を実施した住宅である場合		
建物状況調査結果報告書	有	無
既存住宅性能評価を受けた住宅である場合		
既存住宅性能評価書	有	無
建築基準法第12条の規定による定期調査報告の対象である場合		
定期調査報告書	有	無
昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した住宅である場合		
新耐震基準等に適合していることを証する書類 書類名：（ ）	有	無

改正後

(第十一面)

記載要領

- ① I の 1 について
 イ 「土地」及び「建物」は、一棟の建物及びその敷地のうち取引に係るものについて記載すること。
 ロ 「所有権に係る権利に関する事項」の欄には、買戻しの特約、各種仮登記、差押え等登記記録の権利部（甲区）に記録された所有権に係る各種の登記事項を記載すること。
- ② I の 2 の（1）について
 「用途地域名」の欄には、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域のいずれかに該当する場合にはその地域名を記入し、「制限の内容」の欄には、建築物の用途制限、道路斜線制限、隣地斜線制限、日影制限等の制限の内容を記入すること。
- ③ I の 2 (2) について
 「法令名」の欄には下記から該当する法律名を、「制限の概要」の欄にはその法律に基づく制限の概要を記入すること。

3 古都保存法	1 7 流通業務市街地整備法	3 2 首都圏近郊緑地保全法	4 8 道路法
4 都市緑地法	1 8 都市再開発法	3 3 近畿圏の保全区域の整備に関する法律	4 9 踏切道改良促進法
5 生産緑地法	1 9 沿道整備法	3 4 都市の低炭素化の促進に関する法律	5 0 全国新幹線鉄道整備法
6 特定空港周辺特別措置法	2 0 集落地域整備法	3 5 生物多様性増進のための活動の促進等に関する法律	5 1 土地収用法
7 景観法	2 1 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	3 6 水防法	5 2 文化財保護法
8 土地区画整理法	2 2 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	3 7 下水道法	5 3 航空法（自衛隊法において準用する場合を含む。）
9 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する法律	2 3 港湾法	3 8 河川法	5 4 国土利用計画法
1 0 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	2 4 住宅地区改良法	3 9 特定都市河川浸水被害対策法	5 5 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
1 1 被災市街地復興特別措置法	2 5 公有地拡大推進法	4 0 海岸法	5 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
1 2 新住宅市街地開発法	2 6 農地法	4 1 津波防災地域づくりに関する法律	5 7 土壌汚染対策法
1 3 新都市基盤整備法	2 7 宅地造成及び特定盛土等規制法	4 2 砂防法	5 8 都市再生特別措置法
1 4 旧市街地改造法（旧防災建築街区造成法において準用する場合に限る。）	2 8 マンションの再生等の円滑化に関する法律	4 3 地すべり等防止法	5 9 地域再生法
1 5 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律	2 9 長期優良住宅の普及の促進に関する法律	4 4 急傾斜地法	6 0 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
1 6 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律	3 0 都市公園法	4 5 土砂災害防止対策推進法	6 1 災害対策基本法
	3 1 自然公園法	4 6 森林法	6 2 東日本大震災復興特別区域法
		4 7 森林經營管理法	6 3 大規模災害からの復興に関する法律
			6 4 重要土地等調査法

（注）数字は、宅地建物取引業法施行令第3条第1項各号に掲げる法令それぞれの各号の番号であるので法令のどの条項が説明事項であるか確認すること。

- ④ I の 3 について
 略図等をもって説明する方が説明しやすい場合には、「備考」の欄にその略図等を記すこと。
- ⑤ I の 4 について
 イ 「施設の整備予定」の欄の「排水」の項のかっこ書には、整備が予定されている施設の種別を記すこと。
 ロ 負担金の額が概算額である場合には、その旨を「備考」の欄に記すこと。
- ⑥ 各欄とも記入事項が多い場合には、必要に応じて別紙に記入しそれを添付するとともに、その旨を記すこと。特に、規約等の内容を記入する欄については、そのすべてを記入することに代えて、その写しを添付することで足りるものとする（ただし、該当部分を明示すること）。

改正後 (宅地の貸借)

(第七面)

記載要領

① I の 1 について

「所有権に係る権利に関する事項」の欄には、買戻しの特約、各種仮登記、差押え等登記記録の権利部（甲区）に記録された所有権に係る各種の登記事項を記載すること。

② I の 2 (1) について

「用途地域名」の欄には、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域のいずれかに該当する場合にはその地域名を記入し、「制限の内容」の欄には、建築物の用途制限、道路斜線制限、隣地斜線制限、日影制限等の制限の内容を記入すること。

③ I の 2 (2) について

「法令名」の欄には下記から該当する法律名を、「制限の概要」の欄にはその法律に基づく制限の概要を記入すること。

3 古都保存法	1 7 流通業務市街地整備法	3 2 首都圏近郊緑地保全法	4 8 道路法
4 都市緑地法	1 8 都市再開発法	3 3 近畿圏の保全区域の整備に関する法律	4 9 踏切道改良促進法
5 生産緑地法	1 9 沿道整備法	3 4 都市の低炭素化の促進に関する法律	5 0 全国新幹線鉄道整備法
6 特定空港周辺特別措置法	2 0 集落地域整備法	3 5 生物多様性増進のための活動の促進等に関する法律	5 1 土地収用法
7 景観法	2 1 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	3 6 水防法	5 2 文化財保護法
8 土地区画整理法	2 2 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	3 7 下水道法	5 3 航空法（自衛隊法において準用する場合を含む。）
9 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する法律	2 3 港湾法	3 8 河川法	5 4 国土利用計画法
1 0 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	2 4 住宅地区改良法	3 9 特定都市河川浸水被害対策法	5 5 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
1 1 被災市街地復興特別措置法	2 5 公有地拡大推進法	4 0 海岸法	5 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
1 2 新住宅市街地開発法	2 6 農地法	4 1 津波防災地域づくりに関する法律	5 7 土壌汚染対策法
1 3 新都市基盤整備法	2 7 宅地造成及び特定盛土等規制法	4 2 砂防法	5 8 都市再生特別措置法
1 4 旧市街地改造法（旧防災建築街区造成法において準用する場合に限る。）	2 8 マンションの再生等の円滑化に関する法律	4 3 地すべり等防止法	5 9 地域再生法
1 5 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律	2 9 長期優良住宅の普及の促進に関する法律	4 4 急傾斜地法	6 0 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
1 6 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律	3 0 都市公園法	4 5 土砂災害防止対策推進法	6 1 災害対策基本法
	3 1 自然公園法	4 6 森林法	6 2 東日本大震災復興特別区域法
		4 7 森林経営管理法	6 3 大規模災害からの復興に関する法律
			6 4 重要土地等調査法

（注）数字は、宅地建物取引業法施行令第3条第1項各号に掲げる法令それぞれの各号の番号であるので法令のどの条項が説明事項であるか確認すること。

③ I の 3 について

略図等をもって説明する方が説明しやすい場合には、「備考」の欄にその略図等を記すこと。

④ II の 6 について

「一般借地契約」、「定期借地契約」のいずれに該当するかを明示すること。

⑤ 各欄とも記入事項が多い場合には、必要に応じて別紙に記入しそれを添付するとともに、該当部分を明示してその旨を記すこと。